

松戸駅周辺まちづくり委員会の運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸駅周辺まちづくり委員会条例（以下「条例」という。）第1条に規定する松戸駅周辺まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 委員会の会議は、条例第4条の規定により、市長から委嘱を受けたとき、その他委員長が必要と認めたときに開催するものとする。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(議事録の作成)

第4条 委員長は、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者の氏名
- (4) 会議に付した事案の件名
- (5) 議事の内容
- (6) その他必要な事項

2 議事録には、委員長が指名する委員2人が署名するものとする。

3 議事録は、原則的に公開するものとする。

(委員長の専決事項)

第5条 委員長は、次の事項を専決により処理することができるものとする。

- (1) 第2条に規定する会議の開催の承認
- (2) 前条に規定する議事録の作成
- (3) 市長に対する答申書の送付
- (4) 条例第9条に規定する者の出席要求
- (5) その他必要な事項

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市再生部松戸駅周辺整備振興課におく。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。